

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年8月23日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 後藤 浩平

1 当該招請の主旨

本業務については、航空統合気象観測システム（以下、「AIMOS」という）ソフトウェアを航空気象観測技術評価装置で動作させるために移植及び調整を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、AIMOSソフトウェアの構造及び動作を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 航空気象観測技術評価装置の構築
- (2) 業務内容 航空気象観測技術評価装置の構築
- (3) 履行期限 平成29年11月24日（金）

3 業務目的

本業務は、AIMOS ソフトウェアの移植及び調整を行い、AIMOS センターシステムの機能を有する航空気象観測技術評価装置の構築を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

航空気象観測技術評価装置は、今後の完全自動化導入に向けた検討を進めていくために、自動METAR/SPECIの各種アルゴリズムの評価・検証及び各航空官署に順次整備されるAIMOSサイトシステムの慣熟を行うものであるため、AIMOS ソフトウェアの設計を理解し、シス

テムの構造等について詳細な知識を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

AIMOS センターシステムの性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す個々の要件を満足させるとともに、装置として所要の性能を発揮させる技術を要すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口を持つこと。

また、本業務に起因するシステムの不具合が生じた場合には、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

航空気象業務システムの業務ソフトウェアを制作した実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 秤谷 芳典

電話 03-3212-8341(内線 2578) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 2 9 年 8 月 2 3 日から平成 2 9 年 9 月 1 1 日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 2 9 年 9 月 1 2 日 1 7 時まで (1) に同じ。 持参、郵送 (書留郵便に限る。)
又は電送 (事前に (1) へ連絡を入れること) すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。